

日本共産党板橋地区委員会 御中

令和4年10月7日

前略、10月1日付「旧統一教会問題の徹底解明と公表に関する公開質問状」について以下の通り回答します。

草々

### 記

#### 1. 旧統一教会の名称変更について

2015年6月、旧統一教会から名称変更の認証申請の書類が文化庁に届きました。元々旧統一教会の創設者は当初から世界平和統一家庭連合という名称変更を提案していたということです。報道によると1997年から、世界各国でその新しい名前が使われるようになっています。日本では当時文化庁宗務課長だった前川喜平氏が名称変更の申請自体を受理しなかった旨を旧統一教会側に伝えたと述べています。その後、文化庁は旧統一教会側から複数回相談を受けていましたが、2015年6月に初めて正式な申請が届きました。その時に、文化庁の担当者から当時の文科大臣であった私のところへ、申請書類が来たため事務的に対応するとの報告がありました。これは先日、末松前文科大臣も「社会的に注目度の高い法人だったので報告したもので、文部科学大臣が政治的な判断を行ったものではない。当時の文化部長から確認しているが、下村氏から何ら指示などはなかった」と記者会見でも述べていますが、その通りであります。加えて、10月5日の衆議院本会議における代表質問においても、岸田総理はこの件について、「当該申請の内容が法令に規定した要件を備えていることを確認し、認証の決定を行ったものであり、政治家や大臣の関与はなかった」とする答弁を行いました。

また、1997年以降18年間申請がなかったことについては、旧統一教会側の判断であり、当時大臣であった私を含め文化庁も理由については承知しておりません。

認証については、名称変更などの規則変更は宗教法人上、申請書の記載事項に不備がなく必要な書類が添付されるなど形式上の要件を満たす場合、受理する必要があります。申請を形式上の要件以外の理由で拒むことは行政上の不作為として違法性を問われる可能性があります。その上で、宗教法人28条では宗教法人からの規則変更の認証を受理した場合、変更の手続きが規定に従いなされているかを審査し、要件を備えている場合は認証を決定します。また短期間に行われたとの記述がありますが、申請を受理してから認証までの処理期間が3ヶ月と定められており、その期間内で合法的に対応されたものです。

また、黒塗り部分の開示についてですが、開示については最初の報道があった段階から私から文化庁へ開示するようお願いししました。しかし、「規則変更書に関する

情報は、当該法人、および所轄庁以外が知り得ないので、公にすることで当該法人または当該個人の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害する恐れがあるものに該当するものとして不開示としている。なお、このような対応は今回事案に限らず、他の宗教法人に関する情報公開請求においても同様の不開示となっている」との回答でした。ただし、一般的には内部の手続きや会議の内容が書かれていると承知しております。そのため、開示されれば私の政治的な発言が一切なかったことは改めて明らかになると考えています。

以上が、名称変更における私の知っている事実です。私からの政治的介入があったとの報道が見られますが、一切そういったことはございませんので、改めて回答させていただきます。

## 2. 自民党調査への回答について

過去も現在も、下村博文本人及び、下村博文事務所から支援や推薦の依頼をしたことは一切ありません。

自民党からの質問は以下の通りで、なしと回答しました。

○選挙におけるボランティアの支援 有り・なし

○旧統一教会及び関団体への選挙依頼、及び組織的支援、動員等の受け入れ 有り・なし

## 3. 現職議員と元都議について

支援者の中に関連団体の方々がいたとのことで、その方々から案内を受け、関連団体の会合やボランティア活動に参加したことがあるとの報告を受けています。

個別の案件については、個々に説明責任を果たすようにしております。

## 4. 調査について

板橋総支部として、旧統一教会とは、過去も現在も一切関係ありません。個々の議員については、個々に説明責任を果たすように致します。

以上

自民党板橋総支部 支部長

下村 博文